

## 多度津町農業委員会議事録

令和3年12月10日午前8時52分より午前9時50分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

議案第4号 農業経営改善計画認定申請について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文教
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（1名）

5番委員

横關幹夫

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太



それでは、議案のほうの審議を行いたいと思います。

最初に議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、各報告を議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

**【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】**

補足といたしまして、番号1番で解約した農地につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をするものです。

議案については以上ですが、先月の定例会の中で横関委員さんから解約についてのご質問がありました件について回答させていただきます。

先月の議案第1号の番号5番で、耕作不便を理由に解約している農地があるが、自身が以前耕作不便で解約をしようとしたところ、土地所有者等に耕作不便は解約理由にならない、最初から湿田と分かっている借りたのだから同意はできないと言われたが、耕作不便は解約理由として認められるようになったのか、というご質問がありました。これにつきまして農業会議にも確認をしたところ、利用権については土地所有者と耕作者の2者の契約となるため、両者の合意があれば、どのような理由であっても解約をすることはできるということでした。なお、利用権設定の申請書の裏面の共通事項にも、利用権の存続期間の中途において解約をしようとする場合は、相手方の同意を得るものとする、と記載があります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただいたわけですが、皆さん方からご意見、ご質問を聞く前に、大変恐縮ですが、今の事務局の説明にちょっと私のほうから補足させていただきたいと思いますが、先月の●●委員さんからの意見の回答ということで説明がありました中で、その耕作不便という抽象的な文言のことを言いましたけれども、具体的には、もう皆さん先月のことが記憶にあらうかと思えますけれども、先ほどもちょっとありましたように地下水等々がもう浸入というか、湧いてきてゆるくて、そういうことでは理由にならないということを知ったのですけど、どうですかというような具体的な要件のことを言ったかと思えます。それらも含めて全て耕作不便ということで抽象的な言い方をしておりますけれども、それは今説明があつたと

おり、両者の合意があれば特に理由が何であろうが解約できるという結論で、今説明があったとおりでございます。そういったことも踏まえて、議案第1号について、ここでご意見、ご質問等をお受けしたいなというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

4番委員 今の事務局からの説明では、双方が合意をしなかったら解約できないということですか。一方がもう嫌だと言っても、これは解約にならないのですか。

事務局 なりません。合意解約になりますので、双方の同意があって解約が成立するということです。

4番委員 こんな農地ではできない、というような田んぼでも、契約したらやめられんということですか。

事務局 相手方が納得しない限り、同意をしない限りは解約は成立しないということになります。

事務局 補足として利用権設定であるとか、農地機構であるとか、農地転用であるとか、当然双方の合意があれば契約をすることもできますし、解約することもできますので、やっぱり理由は何であれ、合意があれば理由は問いません。

議長 よろしいですか。

今三野委員さんからのご質問なり、事務局からの回答について、皆さんご理解していただけたでしょうか。

9番委員 この議案第1号のように農地法第18条第6項の規定に限って今言われているのか、それとも解約の全般を言っているのかというところなんですけど。これに絞って今聞いていると、●●さんの質問でちょっと感じるのは、ほかの解約と一緒に混ざっているのではないかなというように感じました。解約にもそれぞれあるというのも併せてここでやったほうがいいのかと、そのほうが分かりやすいのではないかなと感じました。分かりやすく言うと、経営基盤強化促進法とか、農地中間管理機構とか、普通の利用権設定とか、認め印、実印とかいろいろあると思うのですが。そういうのを併せて全部、解約含めてやるほうが分かりやすいのではないかな。それとも、これを一遍に議案第1号に、18条第6項に絞ってやるほうがいいのか。●●さんの質問を聞いていたら、ほかのもちょっと関連しているのではないかなと思ったので発言させてもらいました。

議長 今の質問に対しての回答をよろしいですか。

事務局 今日の議案は戦前からの小作地の合意解約が掲載されているのです

が、今、回答させていただいた合意解約、両者の合意がないと解約ができないということにつきましては、残存小作の解約だけでなく、使用貸借、利用権とか機構を通じた貸借でも全て含まれるお話になっておりますので、両者の合意があつて解約が必要というのは、もう全ての解約について言われることになります。

議長

そういうことでよろしく申し上げます。

今、●●委員さんからありましたように誤解を招くような先月の回答というようなことで引き続いて言いましたので、その辺の内容には誤解のないようお願いしたいと思っております。

今回の議案のほうへ戻りまして、ご意見を聞く前に私もちよつと忘れていたのですが、いつもどおり戦前からの小作地の合意解約というふうな案件ですので、またいつもどおり地元の三野委員さんのほうから何かいろんな情報等、少し今後の参考になるようなことがありましたらお願いしたいと思うのですけども。

4 番委員

ちよつと細かいことは、聞いてないのですが。

議長

お金の動きが有ったとか無いとかというのも分かりませんか。

4 番委員

本人が、借受人の方がもう病気でできないので止めますということで止めたのだということは聞いています。

議長

ありがとうございました。

この案件につきまして、何かご意見、ご質問がほかにありましたらよろしく申し上げます。

(なし の声あり)

議長

特にないようですので、議案第 1 号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしまして、5 筆、4, 804 平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、

農業委員会の承認を得ますと、12月14日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第2号につきまして、ここでご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

こちらは農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から、右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。そのため、土地所有者である貸手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借手への貸借について耕作者を変更して貸借を設定することになります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第3号につきまして、何かご意見、ご質問があればよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

9番委員

村井さんに聞いてもいいのかなということですが、昨日小委員会でちょっと●●さんの心配をしていたのですが、奥さんは●●ですか。

推7番委員

●●は奥さんのほうです。実家はうちの●●、それで農作業の主たる田は●●と●●です。もう既にこれが追加になる前にも●●のほう

に相当あるのですが。

9 番委員           それで、●●君はたくさん続けて大丈夫かという心配です。大分面積が増えているので。

推7 番委員           もう2ヘクいくと思います。

9 番委員           2ヘクで、ブロッコリーが主体かな。

推7 番委員           ブロッコリーと稲と麦です。

9 番委員           ●●君から見て、大丈夫ですか。

推7 番委員           うちも中山間とか多面的の補助金をもらっているのですが、それで、ここで知るというのもあるんですが町議の●●さん。あの人がちょっと体調を崩して、あの人も相当手広くやっている。その辺が法人化できていないので、他みたいにスタッフを構えてないとか、その辺があるから体調管理も含めてちょっときついのではないかなというのは私の個人的な見方です。

9 番委員           そうですね。昨日の小委員会の空気が、そういうのも併せて。結構なことですけど。

議長                ありがとうございました。

今、●●委員さんのほうから、ご質問するなど、また昨日小委員会の中の話であったのですが、今のところ一生懸命というか、農業がなされておるといふふうなことのようですけども、先ほど言った別の方の体調不良によるという心配事がある地域ではあるようでございますけれども、そういったところの相談に乗るとか、いろんな関係機関に支援を求めるとか、今後いろんなことにならなかつたら当然いいのですが、あった場合に各農業委員、推進委員さんの仕事の一つにもあろうかと思っておりますので、心配事が今のところないようでもちょっと気に留めておくというようなことも必要かと思っておりますので、その点につきましてもよろしくお願いをいたしたいと思っております。

9 番委員           会長が言われるとおりで、なお、踏み込んで、●●さんがいるのだから、法人化してくれたら町の農業委員会も良いんですよ、委員会としても。●●さん中心にひとつ頑張る、法人化、●●さんと2人で、●●さんが頑張ったらいいと思っております。

議長                そういうことで、農業委員会もそうですけども、町なり、JAなり、普及センター等々関係機関にもいろいろそういった相談に乗っていただく部署もあろうかと思っております。もし、何かがあるようなことがあれば、こういったことを支援していきたいなというのを考えますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

9 番委員 結局、センター便りやこういう風に出ているというのは、こういうのを委員会として勧めてくれということですから。特に推進委員は本業ですから、農業委員も一緒ですが。だから、これを言っているように農業委員●●さんで法人設立といきませんか。いや、農業委員会も事務局も顔が良いのです。●●さん、ひとつ頑張ってください。

議長 そういうことで、よろしくお願いします。

ほかに、議案第3号につきましてないでしょうか。

(なし の声あり)

議長 特にないようでございますので、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第4号 農業経営改善計画認定申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農業経営改善計画認定申請について。

今回、認定農業者の認定について、更新認定の申請が●●さんより提出されました。そこで、多度津町地域農業再生協議会担い手部会を11月24日に開催し、審査を行い、担い手部会としては計画を承認することとしました。本日は農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

それでは、5ページの●●さんの農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

更新認定申請は令和3年12月28日で5年間の認定機関が終了します。それに伴い、継続して認定を受けるための申請になります。現在、アスパラガス、ブロッコリー、ニンニク、ピオーネを生産し、複合経営となっております。5年後の目標としましては、品目、作付面積等は拡大せず、作物の基本管理を徹底し、収量と品質の向上による収入の増加を図ります。目標達成のために、まずは繁忙期が重ならないような作業体制の見直しや決算書を見直し、経営の把握、分析に努めます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけども、この点につきましてご意見、ご

質問がありましたらよろしくお願ひします。

- 9 番委員 昨日、聞くの忘れたのですが。改めて町とか県は、年間所得どれくらいですか。認定の基準の下限金額はどれくらいでしたか。
- 事務局 おおむね400万円です。
- 9 番委員 おおむね400万円ですね。おおむね400万円といたら、収入というか、売上げはどのくらいにしたら所得400万円になるのですか。●●さん、分からないですか。
- 職務代理者(3番) 減価償却とか経費の絡みがあるので、それは個人によります。
- 9 番委員 そうですが。
- 議長 作物の形態によっても大分変わってきます。
- 9 番委員 変わりますよね。だから、おおむねで、種類によって大分変わりますか。
- 議長 私が言うのも何ですけども、あくまでも県の基準みたいなものがあるって、例えば施設野菜、同じ施設野菜でもトマト、ミニトマト、アスパラとか、町内でしたらそんな主立ったところで。具体的に私は数字を覚えてないですが、その品目ごとに所得基準というのが決まっているので、それを大体基準にしていると思います。作物の栽培形態ごとに所得率というのを出してきています。例えばミニトマトでしたら、売上げがこれだけのうちいくらが、何割が所得になるのかという基準を出しているはずなんです。それが今ここでは分かりませんよね。
- 職務代理者(3番) 今度事務局から何かどのくらいが県の分、会長が言っていたか。それをまた調べておいてください。
- 議長 ●●さんのことに限った話ではないんですけども、去年8月にアイレックスでいつもしている、挨拶のところで言いましたような研修会、令和2年度の農業委員、推進委員の研修会のこういう資料を皆さんも貰っていると思いますけども、その後ろの3分の1のところに、さっき私が少し言ったその県の所得基準の欄があります。認定農業者営農類型ということで、例えば何をいくら作って何をいくら売ったら大体農業所得が、労働時間がどのくらいとか、農業所得がこれだけになりますよというようなものがその形態ごとに。特に施設野菜で多度津はミニトマトがありますので、このミニトマトだけの経営体のところを見ますと、年間20アールのミニトマトを養液栽培でしたときに農業所得603万円というふうになっています。労働時間が5,166時間、年間。そういったようなことで、もう見た方もおいでかと思ひますけれども、大体これが基準になって出ているということ

で、また時間があつたら見ていただけたらというふうに思います。

以上のことで、今回の説明になります。

はい、どうぞ。

8 番委員            基本的な質問で申し訳ないんですけど、今、開いてるページの  
(1) 生産というところなんですけれど、例えばアスパラガス、4 4  
アールで作付面積が全然変わってないですよ。それなのに、生産量  
が1, 0 0 0キロ以上増えていると。それで、しかも労働時間年間、  
令和8年になったら2 0 0時間ぐらい減っているんですけど、その労  
働時間を減らして、これだけの生産アップを図るって、どういった方  
法で図るんですか。作付面積は変わってないのに、これだけ生産量を  
増やすとなっておりますが、他の品目についても同じですけど、どうい  
った方法ですか。

9 番委員            ●●さん、ちょっと気がついたら言ってあげてください。

職務代理者 (3番)   想像でいいのですか。

9 番委員            もう想像でいいです。

職務代理者 (3番)   恐らく、もう本人も大分年を取って、今5 9とかになっている。先  
に臨時的に雇用を入れるんじゃないかなと思います。

8 番委員            作付面積は同じで、これに人を増やしても。

職務代理者 (3番)   いやいや、これにも載っていますよ。どうやって生産量を増やすか  
というのが入っています。管理をしてどうのこうのと入っていると  
思います、生産量を増やすのは。

9 番委員            ④みたいなどに関連したのがあるんじゃないかということ。

職務代理者 (3番)   それで、そこでヒアリングの場で、先でこういうのに計画しとると  
いうことを話して、これだけ上げるという大体の概算を出してした  
のでは、5年後に。

議長                それについては、今、中村委員さんが言う質問とはちょっとずれる  
と思いますので、面積が同じであるのに販売額、所得が増えとるとい  
う、何でかという質問ですわね。私もアスパラをしている人間として  
いうのもちょっと恐縮なんですけども、単純にいろんな栽培管理、防  
除を効率よく丁寧にするかによって、天候、気温のほうはあんまり人  
間の力で変えられんですけども、特に丸亀の山間部の方とか、条件も  
全然、平地部とは条件が違うんですけども、やっぱり毎年堆肥を与え  
たり、アスパラの管理で一番大事な水管理をきちっとして、そうい  
うのが今はあまりできてないけども将来効率化してできるようにする  
とか、そういったところで数量アップというのは考えられます。ご意見

のとおり、面積でこれだけの差というのは実質非常に厳しい数字とは思いますが、あくまで目標ですので、今回のこの改善計画のここに入ってきているかと思っております。いずれにしても面積が一緒でも、逆に言ったらずぼらな管理をしたら相当収量が減ってきますし、丁寧にすれば収量アップもできますし、そういったところで単位面積当たりの収量アップにつなげていこうというふうな考えかと思っております。

8 番委員           あくまでも目標と。

9 番委員           これは目標でいい、絶対しないといけないというのは違います。5年間の計画があつて、目標で、努力したら、県が認めてくれたら。

議長               きちんとした回答になったかどうかは分からないのですけど。

職務代理者 (2番)   これを、五月会で同じことを出しているんです。それでは、作付け面積とお米の収量、どれくらい出していますか。9月には出しているでしょう。

同じなんです。出すときに帳面上で、減らしますよ、現状維持できますよ、というふうな出し方はできないんですよ。

8 番委員           もちろん増やさないといけないんです。

職務代理者 (2番)   それで、可能な範囲で増やしていこう、増やしていこうと書くんです。面積は増えないですよ、地域でもうそれだけ預かっている田んぼをもうそれ以上増やすことはできないでしょう。

8 番委員           預かってくれというところは、まだあるんですけど。

職務代理者 (2番)   そういう格好で、ここへ出てくる分が絶対それにしないといけないというのではなくて、努力目標ですから。

議長               そういうことで。

8 番委員           例えば増やす量をどれだけ増やすとか、そういう基準はないんですね。

職務代理者 (2番)   ないです。

議長               はい、●●委員さん。

1 3 番委員        今話を聞いてると、この面積も増えない、施設も増えない、それでいて生産性が上がるというものを、じゃあ常に出していかないと、こういう申請書は通らないということですね。

9 番委員           もうこの400万円さえクリアしたら行けるということ。おおむね400万円をクリアしたらいけます。あとは面積や金額は増やす、この時間数は減つとる言うけど、時間数はできるだけ減らす具合に持っていくのです。

- 1 3 番委員 認定農業者を維持するためにこういうものを作ってるということですか、●●さんは。
- 9 番委員 そういうことです。
- 議長 あくまで今回の●●さんについては更新の申請。
- 1 3 番委員 じゃあ、これは何のためにですか。
- 議長 結局認定農業者に認定されるだけのいろんな、面積とか所得とか、いろんな条件をクリアするため。
- 1 3 番委員 認定されるためですよ。
- 議長 そうです。
- 1 3 番委員 そういうことやね。うちらも法人のほうを。もう頭打ちになりますから大体面積が、そしたらどうするのかというのがあって、僕も参考にしないと。
- 9 番委員 法人も認定農業者も一緒でしょう。
- 1 3 番委員 実際には、もう頭打ちになったときに、それよりも持続していくためにどうしたらいいかということのほうが何か大事なような気がします。生産性を上げるとか。
- 議長 そこら辺をいわゆる低コスト、効率化をよくすると面積拡大とか、機械の導入をしたり、全部両輪で動かさないことにはこの書類はできなくなりますので。
- 1 1 番委員 極端の話をお聞きしてもいいですか。これ継続の場合は、全く同じことを書いて出しても通るといえることですか、400万円だけ基準やったら。来年、うちも出さないといけません。
- 事務局長 今回の場合も、これは更新ですので、更新ということであれば、この認定農業者の基準を満たした目標を立てていけば、前回と同様の目標値で基準をクリアしていれば、そこで規模を拡大するとか経営を拡大するというのがなくても更新は通ると思います。だから、一応年間の労働時間が約2,000時間が基準で、先ほど秋山委員さんが言われたように所得のほうがおおむね400万円が町のほうでは基準になっているので、それをクリアできる計画のほうを目標として、現状から目標にという形の計画書のほうを作成していただくという形です。
- 1 1 番委員 2,000時間というのをお聞きしたい。2,000時間というところかなりありますが、全員やっつての2,000時間ですか。
- 事務局長 この計画書の中にも記載されているのですが、年間労働時間という下に主たる従事者1人当たりの年間労働時間という形で、主たる従事者1人が2,000時間という形の基準という形です。

- 1 1 番委員 誰か1人がその2, 000時間を超えていたらいいということ。  
議長 それと、あくまで参考ですけども、当然ご承知かと思えますけども、先ほどから所得のおおむね400万円という言葉が出とりますけど、これはお役人さんがよく言う、おおむねという言葉がいたら、その8掛けということでご理解を。
- 1 1 番委員 今言った2, 000時間というのは1人が2, 000時間を超えていたらいいということですか。  
事務局長 主に農業をされる方お一人の。
- 1 1 番委員 私、法人のことで聞いているのですが。法人なら誰がやっても一緒ですね。  
議長 今、事務局のほうから提案があったのですが、●●崎委員さんのほうからありましたような営農組織、法人の、そこらあたりの要件等々については来月のところで資料をそろえて説明をさせてもらうということでもよろしいでしょうか。
- 1 1 番委員 事務局、お願いします。  
議長 ありがとうございます。  
それでは、議案のほうに戻りまして、この議案第4号の●●さんの認定申請について、ほかにご質問、ご意見ございませんか。  
特にごございませんか。  
(なし の声あり)
- 議長 それでは、もうないようですので、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし の声あり)
- 議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第4号を承認いたします。  
それでは続きまして、その他につきまして事務局よりご報告をお願いします。
- 事務局長 事務局より5点ご報告させていただきます。  
1点目は農業委員会事務アンケートのQ&Aについて、2点目は農業委員会手帳について、3点目は12月決定分農振除外申出書について、4点目は普及センターだよりの配付について、5点目は令和3年度全国農業委員会会長代表者集会ウェブ視聴の案内についてです。  
初めに、農業委員会事務アンケートのQ&Aについてお願いします。
- 事務局 令和3年度農業委員会事務アンケートに関わるQ&Aという資料を

お配りしております。先日アンケートを集計したものについて、Q&Aを作成しましたのでお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

日々の活動や定例会の中で分からないこと、問題点についてお答えします。

質問1番、耕作放棄地所有者に指導しづらいが、よい方法はあるか。回答、地元大字水利、地元自治会等に相談してみてもどうでしょうか。また、町農業委員会事務局より草刈り依頼という形で通知文書を出すことも可能です。

質問2番、農地パトロール調査でA分類、B分類となった農地に対する改善策を教えてください。回答、農地パトロール調査にて放棄地の判定が出た農地については意向調査の対象になります。意向調査において自分で耕作する、自分で借手を探す、農地中間管理機構に貸し付けると回答したにもかかわらず表明した意思のとおり農地が利用されていない場合は、農地中間管理権の取得に関して農地中間管理機構と協議をするように勧告します。

質問3番、農業委員会設置の必要について。回答、農業委員会は農地が全くない市町村や農地面積が著しく小さい市町村を除き、市町村ごとに設置することが義務づけられています。多度津町においては、農地面積が200ヘクを超えるため設置しなければなりません。また、多度津町の農地面積は約760ヘクになります。

質問4番、農業振興地域について、どのような基準で区域を決めているか詳しく知りたい。回答、農業の振興を図ることが相当であることが認められる地域です。別添資料①の緑色部分、地図でいうと3枚目になります、緑色部分が農業振興地域内の農用地となり、いわゆる第2種農地となり、農振除外申請が必要な場所です。開けまして、別添資料2になります。右上に別添資料2を書いております。別添資料2の色つきのところが都市計画法で定められている用途地域になり、そのうち農地が第3種農地です。比較的農地転用が容易です。農業振興地域整備計画については、約5年ごとの見直しを行っています。ただし、平成31年3月時の見直し作業においては、除外面積が減少するため、除外申出は受け付けませんでした。また、現在の要件を満たさない場所に建物が建っているケースについては、当時の除外要件が厳しくなかったと思われます。

裏面になります。

質問5番、耕作放棄地及び遊休農地の発生防止、解消に向けて、地元と事務局が一体となり解消する手順を明確にしたい。遊休農地に関する土地は農地法第30条からの取組となりますが、このことのみでの遊休農地の発生防止、解消には限界があります。このため、ご意見のとおり、農業委員会、町をはじめ関係機関、団体で発生防止、解消への取組を明確にすることが必要と思われれます。今後、全国の事例も収集しながら関係機関、団体により対応策の検討を始めることが重要です。

質問6番、耕作放棄地をどうにか管理してほしい場合のよい方法はあるか、注意喚起の効果的な方法について。回答、事務局より耕作放棄地の草刈り依頼の通知を发出したり、電話連絡になります。また、丸亀市、善通寺市、まんのう町に問い合わせましたが、同様の対応でした。隣接耕作者の栽培に著しい支障が生じている場合等は、草刈り等を行っていただくよう依頼できます。しかし、耕作放棄地は様々な事情により発生していることから、その点を十分配慮する必要があります。

質問7番、遊休農地において非農地判断される場合、課税強化をするべきでは、また実際に非農地判断された事例はないか。回答、課税強化については税務部局との協議が必要であり、また地元水利や土地改良区への賦課金や水利費等に支障を来すので調整が困難である。過去に非農地判断を行った事例はありません。また、香川県下で強化事例はありません。

分類としては事務局への要望等です。質問8番、定例会の説明で出てくる法律の文言の解説をしてほしい。回答、定例会における事務局からの議案の説明については、令和3年8月20日開催の勉強会において説明した内容等を踏まえ、より丁寧にご説明したいと考えています。なお、説明で分からない点がありましたら、定例会時または会の終了後に個別に事務局までご質問していただきますようお願いいたします。

質問9番、担当地区の土地所有者名が分かる地図が欲しい。回答、現在地番だけ載せていますが、地目、地籍は載せることは可能です。所有者を載せるとなれば、公図と同様な図面となりますので難しいと考えます。不明な地番については、事務局まで連絡いただけたらと思います。

続きまして、次のページです。

質問10番、マスクをしているため、会話が聞き取りにくい。回答、議案等についてはなるべく大きな発言で説明したいと思います。また、聞き取りにくい場合は申しただければ、繰り返して説明したいと思います。

質問11番、定例会における小委員会の報告の廃止について。回答、定例会前日に小委員会を行い、現地調査や議案内容等を確認していますので、当日の報告は必要かと考えます。

質問12番、経験が浅く、定例会の説明内容が理解できないことがある。回答、今回実施したアンケートに基づいて香川県農業会議を講師とした勉強会を開催したいと考えております。また、農業会議主催の市町農業委員、農地利用最適化推進委員研修会が毎年開催されますので、ぜひご参加していただきご活用ください。なお、事務局へのご質問も随時お受けいたしておりますので、お気軽にご相談ください。

以上です。

議長

ありがとうございました。

本来なら、いつものことで報告事項、全て事務局より説明をしていただいた後にご意見、ご質問等をお聞きしておりますけども、ただいま説明がありましたこのアンケートに対する回答については、それぞれ何かご意見、ご質問があろうかと思っておりますので、今回につきましてはここでちょっとご意見等を賜ります時間をつくりまして、ただいまの説明についての質問を受けたいと思います。よろしく願います。

9番委員

非常に内容のあるアンケート、Q&Aと思って、非常に興味を持っているんですけど。これをそれぞれ理解できたら非常にいいのかなと思います。もう一つ突っ込んだり質問したりしないと分からない部分もあるのかなと思うので、これをしっかり煮詰めたら非常に有意義になります。

議長

今までもそうでしたけど、今もお話がありましたように、本当にその都度分からんところがあつたら質問するなり、事務局へ後日でも定例会終了後でもいいんで。とにかく私の経験上を言いますと、自分が分からんことがあれば、その都度解決していくのがやっぱり勉強にもなりますし、覚えていくことにもなっていくのかと思いますので、いつも同じことを言うんですけども、忌憚のないご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

ということで、今日のところはないですか。

(なし の声あり)

議長 何遍も言いますように、後でまた何かあったら、その都度事務局のほうなり、それぞれのところに聞いていただけたらと思います。

そういったところで、後のこともありますので先に進めて、残りのその他について事務局のほうから報告をお願いします。

事務局長 続きまして、農業委員会手帳についてお願いします。

事務局 お手元に農業委員手帳をお配りしております。手帳につきましては、1枚表紙をめくっていただいたところに身分証明書というところがございます。お名前はこちらで記載しております。お手数ですが顔写真を貼っていただいて、生年月日、住所、電話番号を記入の上、今後の活動にご利用いただければと思います。

以上です。

事務局長 続きまして、12月受付分農振除外申出書についてお願いします。

事務局 お手元にホッチキス止めのA4横資料をお配りしております。変更等理由書総括表をご覧ください。

農振除外12月受付につきましては、4件の除外申出がありました。欄外に譲渡人、譲受人の氏名を記入していますので、2か月後の来年2月以降に農地転用の提出がありますので、その際はよろしくお願いたします。

以上です。

事務局長 続きまして、普及センターだよりの配付についてお願いします。

事務局 香川県中讃農業改良普及センターから普及センターだよりが届きましたので、お手元に配付しております。また、ご確認ください。

以上です。

事務局長 続きまして、令和3年度全国農業委員会会長代表者集会ウェブ視聴の案内についてですが、お手元にA4の1枚で各位というご案内をさせてもらっている資料をご覧ください。

先日開催されました全国農業委員会会長代表者集会について、12月5日より会議内容の録画動画をユーチューブにて配信されております。資料の2に記載されております配信URL、httpから始まる配信アドレスを記載させていただいておりますので、ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットのほうをご利用しご視聴いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告案件につきまして、ご質問等あればよろしくお願  
い  
します。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、最後に事務局のほうから来月の予定について。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

1月の小委員会は、19日水曜日の午前9時から第1会議室で行い  
ます。当番委員は10番伊達委員、推進委員は2番眞鍋委員にお願  
い  
したいと思います。定例会は、20日木曜日の午前9時から第1会議  
室で行います。署名委員は8番中村委員、9番秋山委員、10番伊達  
委員のうち2名の方にお願  
い  
したいと思いますので、よろしくお願  
い  
いたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

最後、全体にわたりまして何かご質問等あれば、よろしくお願  
い  
します。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、これで12月の定例会を終了させていただきま  
すが、冒頭にお願  
い  
申し上げましたように、この終了後、農業者年金  
のお話があるということでもよろしくお願  
い  
いたしたいと思います。た  
だ、定例会終了ということで、ここで形式的に閉会をさせていただ  
きたいと思います。本日は12月定例会、お忙しい中、ありがとうござ  
い  
ました。まだ少し時期的には早いですが、皆さん方におかれまし  
て、また皆さん方のご家族におかれましては、来年よいお年をお迎え  
することを祈念申し上げまして閉会といたします。ありがとうござ  
い  
ました。